

特記仕様書

業 務 名： 羽衣駅前広場等整備実施設計業務委託

業務場所： 南海本線羽衣駅周辺

(別図に示す基本計画図の範囲とする。)

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量、調査作業及び業務委託等必携＞設計業務等共通仕様書（大阪府都市整備部 最新版）」(以下「共通仕様書」という。)及び「土木工事数量算出要領（案）(国土交通省最新版)」によるものとする。

なお、「測量、調査作業及び業務委託等必携」は大阪府都市整備部ホームページ（以下の URL 参照）に記載している。<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/index.html>

以下、共通仕様書等に対する特記事項は次のとおりとする。本業務履行に際し、疑義の生じた場合は本市監督員と協議しなければならない。

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、高石市(以下「発注者」という。)が発注する「羽衣駅前広場等整備実施設計業務委託」(以下「本業務」という。)に適用するものとする。

第2条 (目的)

南海羽衣駅は乗降客数が2万人/日を超える本市の主要駅である。

令和6年に策定された「羽衣駅周辺整備基本計画」においては、「羽衣らしさを大切にしたまちづくり」をコンセプトに、以下の事業目標が示されている。

- ・ 上質な空間整備と空間価値の継続的な向上（空間づくり）
- ・ 羽衣らしいシーンの創出（コトづくり）
- ・ 羽衣らしさの構築と発信（ヒトづくり）

本業務は、周回道路詳細設計及び駅前広場実施設計と合わせて、事業目標を達成するための市民活動体制を構築することも目的とした業務である。

第3条 (業務概要)

本業務の概要は、以下のとおりとする。

【設計業務】

- | | | |
|--------------|-----|----|
| ①周回道路詳細設計 | ・・・ | 一式 |
| (道路照明施設詳細設計) | | |
| ②駅前広場デザイン策定 | ・・・ | 一式 |
| ③駅前広場実施設計 | ・・・ | 一式 |
| ④ワークショップ開催 | ・・・ | 一式 |

【測量業務】

- | | | |
|-------|-----|----|
| ①現地測量 | ・・・ | 一式 |
| ②路線測量 | ・・・ | 一式 |

第4条 (業務内容)

【設計業務】

①周回道路詳細設計

過年度の資料、「羽衣駅周辺整備基本計画」及び「②の駅前広場デザイン」を踏まえ、周回道路の詳細設計を行う。

道路延長：0.50km

(都) 羽衣駅前線	L=0.10km W=18.0m	(2車線・対面通行：現況も同じ)
(都) 羽衣駅東側線	L=0.20km W=10.0～16.0m	(1車線・一方通行(北行き) ：現況2車線対面通行、一部現道無し)
(都) 羽衣駅西側線	L=0.20km W=12.0m	(1車線・一方通行(南行き) ：現況1車線一方通行(北行き)

道路規格：第4種第3級

設計速度：30km/h

設計条件：・予備設計あり

・両側歩道

- ・駐輪場整備との関係、内側（駅前広場）の先行整備、交通規制の変更等の条件により、暫定計画及び工区分割が必要
- ・南西部に取付道路（現道の取付）の設計が必要
- ・必要に応じて停車帯（タクシー、福祉バス、障がい者用、一般車用等）を設置
- ・外側歩道に整備する電線共同溝詳細設計（別途、発注予定）との調整あり

(道路照明灯詳細設計)

亘長：0.5km（周回道路の片側歩道に連続照明を整備する）

②駅前広場デザイン策定

「羽衣駅周辺整備基本計画」では、駅前広場及び周回道路の基本整備プラン、駅前広場の具体的な整備の方向・イメージが示されているが、駅前広場の基本設計はなされていない（道路予備設計は実施済み）。このため、駅前広場及び周回道路の実施設計の統一方針として「駅前広場デザイン」を策定する。

- 1) 全般デザイン
- 2) 工作物デザイン
- 3) 維持管理及び利活用デザイン

③駅前広場実施設計業務

「羽衣駅周辺整備基本計画」及び「②の駅前広場デザイン」を踏まえ、下記の項目について駅前広場の実施設計を行う。

駅前広場面積：0.25ha

駅前広場（西側）：0.15ha

駅前広場（東側）：0.10ha

設計条件：・基本設計無し。

- ・原則、交通機能は持たない（駅への歩行者動線、周回道路との一体性は考慮）
- ・高架下利用との調整あり。
- ・鉄道事業者との用地境界は整理済み。

○基本事項の確認及び調査

与条件や過年度検討業務の内容を踏まえ、当該地域の現況把握及び設計と条件の整理を実施するとともに、駅前広場設計を実施する上での課題と対応方針を整理し、設計計画を行う

○実施設計の検討

次の項目について、材質・形状・配置計画等を詳細に検討するとともに、平面設計、排水等を考慮した縦横断設計を行う。

- ・照明施設
- ・上屋
- ・舗装
- ・給水施設
- ・ベンチ
- ・植栽
- ・小型構造物等
- ・排水構造物
- ・仮設構造物

○実施設計図の作成

検討に基づき、実施設計図面を作成する。

○施工法の検討

駐輪場整備との関係、内側（駅前広場）の先行整備、交通規制の変更等の条件を踏まえて、造成工事の施工法（暫定施工）、工程（工区分割）等を検討する。

○数量計算

図面及び工事仕様書に基づく施工数量や材料の数量をまとめる。

○工事内訳書の作成

提供された単価、または見積もり徴取による単価に基づいた工事内訳書を作成し、工事費を算出する。

○イメージパース作成（A3）

完成予想図（イメージパース）A3を作成する。

○報告書の作成

検討結果をとりまとめ、設計報告書を作成する

④ワークショップ開催

自ら駅前広場の維持管理や利活用に関わる意思のある市民と議論し、駅前広場および周回道路の実施設計への市民意見の反映と、駅前広場の公民連携による「維持管理」及び「駅前広場活用」に資する組織の構築を目指したワークショップの企画・運営を行い、その結果を報告書として取りまとめる。

【測量業務】

①現地測量：0.01km² S=1/500

- (1) 工程別作業区分及び順序は、作業計画、細部測量、数値編集、数値地形図データファイルの作成、成果品の整理とする。
- (2) 連続立体交差事業高架工事図面及び過年度基本構想及び基本設計図面の平面図・横断図等について、細部測量にて整合性を確認するものとする。
- (3) その他、共通仕様書に準拠するものとする。
 - ・地形測量の範囲は、設計対象範囲の外側20m程度の範囲とし、測量区域内の行政区画、地目、地形、工作物、構造物、庭園、立木、電柱類、建物壁、軒先、横断水路等、全て記入するものとする。詳細に測量を行うこと。

②路線測量：

作業計画：一式

現地踏査：0.5km

中止線測量：0.5km（20m間隔）

仮BM設置測量：0.5km

縦断測量：0.5km

横断測量：0.5km（20m間隔・W=40m）

- (1) 工程別作業区分及び順序は、作業計画、現地踏査、仮BM設置測量、条件点の観測とする。
- (2) その他、共通仕様書に準拠するものとする。

第5条 （成果品）

本業務の成果品については以下のとおりとする。

・設計業務報告書	2部
・測量業務報告書	2部
・実施設計図	2部
・実施設計説明書	2部
・数量計算書	2部
・工事費内訳書	2部
・イメージパース	3部
・照査報告書	2部
・電子データ(CD-R)	2部

(Microsoft Word、Excel、PowerPoint)

(JW-CAD、Auto-CAD、DXF、JWW 等)

※加工の出来るもの

(PDF、JPEG)

- ・その他発注者が提出を求める資料等
- ・本業務に基づいて作成された成果品は、すべて本市へ帰属する。本市の許可なく他に公表、貸与、又は使用等してはならない。

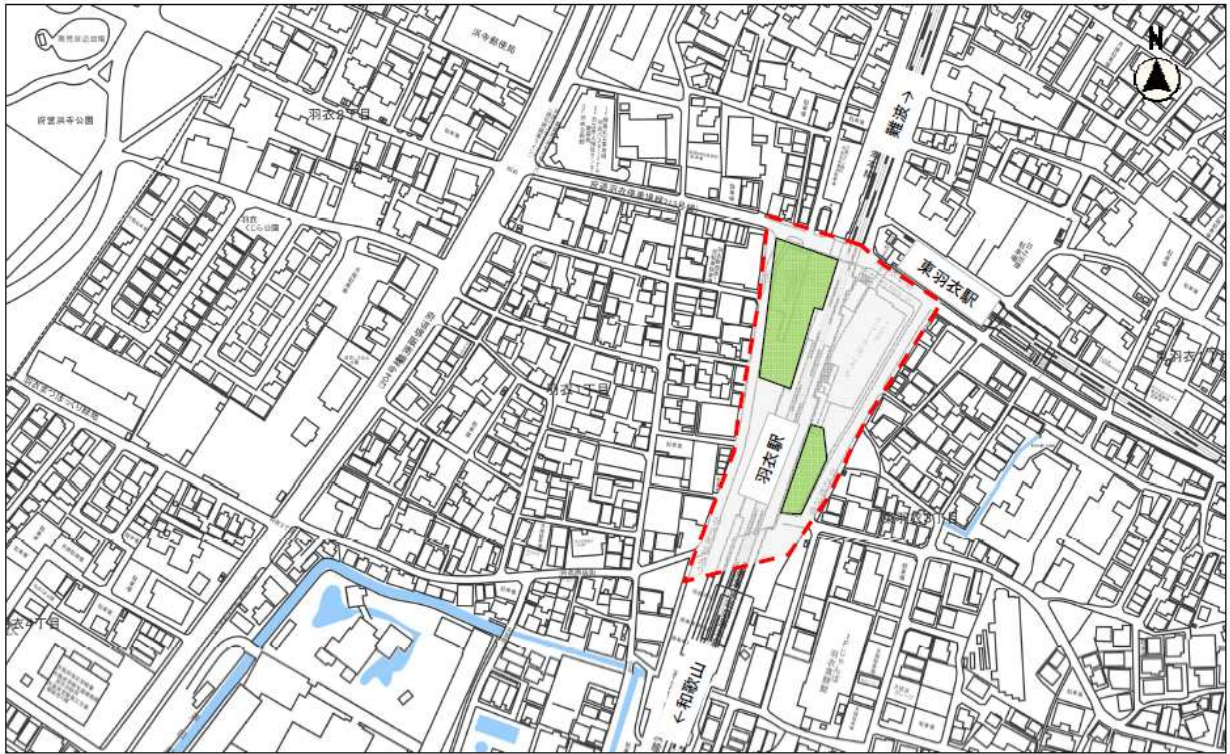
第6条 (留意事項)

- (1) 測量業務は、必要な手続きを経て遅滞なく着手する者とする。
- (2) 駅前広場デザインは本業務全体の基礎となるので、早急に着手し速やかに策定すること。
- (3) 東西の駅前広場と周回道路において、一体感がある整備を図ることが設計を行うこと。
また、今後活用が見込まれる高架下利用とも一体感がある整備を検討し設計を行うこと。
- (4) 工事予算要求の必要上、令和8年9月末時点において、令和9年度の工事費内訳を作成すること。
- (5) 工事施工に伴う施工方法（仮設工事含む）の立案及び仮設工事に係る工事図面の作成及び工事費算出を行、工事年度ごとに成果品（図面、材料計算書等）を分けること。
- (6) 設計にあたり、周回道路及び駅前広場施設等に対する障害物（地中埋設物等）、上下水道、電気、通信、ガス等の供給施設の調査・確認を行い、関係機関との打合せを十分に行なった上で、その結果を記録し報告すること。
- (7) 実施（詳細）設計に際し、既存施設（埋設物等）については特に注意の上、必要となる既存施設等の撤去設計を行うこと。
- (8) 各占有者及び関係機関などの関係者との協議資料の作成及び協議を主体的に行うこと。
- (9) 物価資料等に掲載の無い材料を採用する場合、メーカー等から見積もりを徴取（原則として3社以上）し、監督員と協議すること。
- (10) 本業務において設計図面及び数量計算書は整合性が取れるものとする。また、施工パッケージに対応するため、設計図面には使用材料に関する数量を確実に明記すること。
- (11) 最新の積算体系ツリーに基づき、数量計算書を作成するものとする。
- (12) 建設副産物対策として、共通仕様書第1209条（設計業務の条件）の9に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。
- (13) 設計業務を実施するために必要な各種法令手続き及び申請書の書類作成を行い、監督員と協議の上、提出すること。

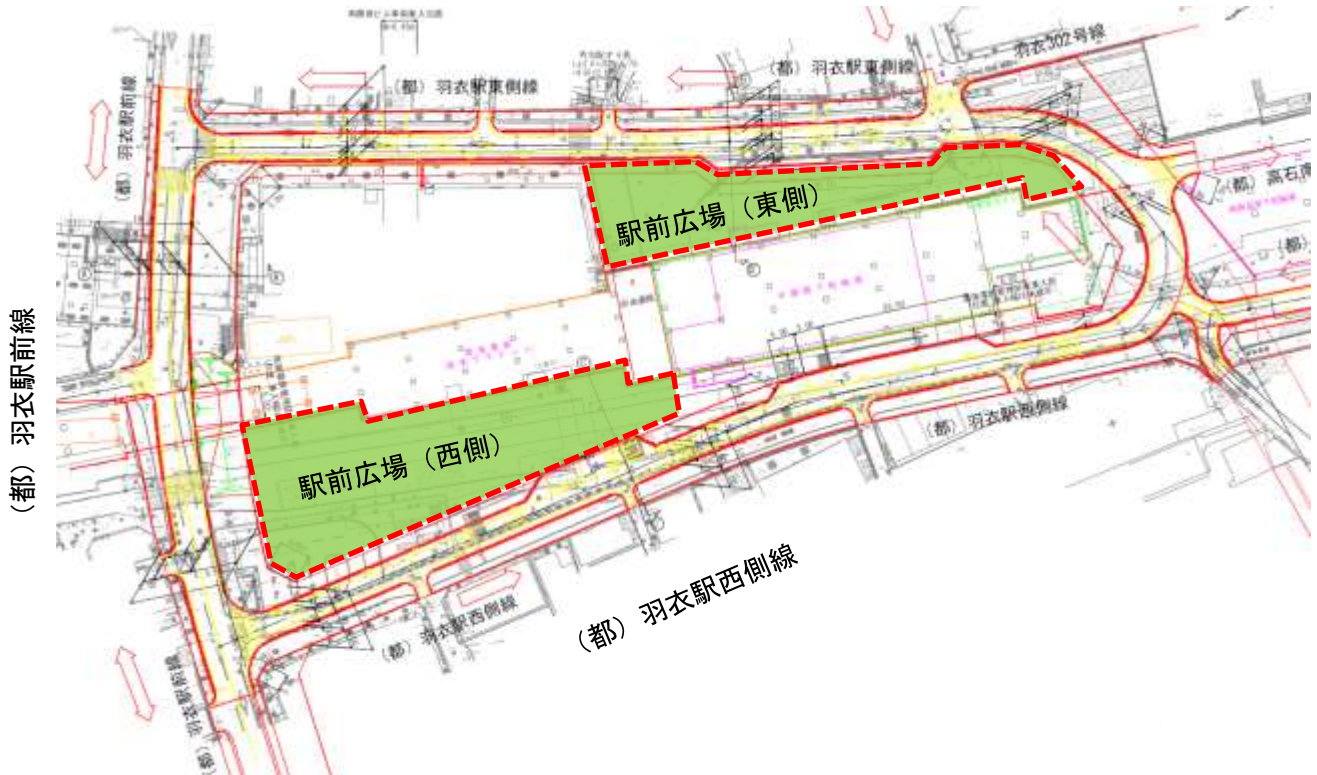
第7条 (その他)

- (1) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、監督員と協議して定めるものとする。なお、協議に必要となる資料は、その都度、受注者が作成するものとする。
- (2) 本業務に関する事項については、機密を保持し無断で第三者への漏洩及び本業務以外に利用してはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。
- (3) 本市が所有し業務に必要な資料およびデータを貸与する場合、受注者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとする。なお、貸与された資料はリストを作成の上、提出し、業務完了後、速やかに本市に返却するものとする。
- (4) 本業務において、進捗状況等について市民に対し情報を提供する必要がある場合は、説明資料作成等、本市へ協力及び補助を行うこと。
- (5) 現地踏査等で南海電気鉄道株式会社敷地内に立入る際は、発注者と協議の上、承諾を得ること。また、現地踏査の際は、高石市発行の身分証明書を必ず携帯すること。
- (6) 沿道の住戸へ立入る際は事前に監督員に報告し承諾を得てから訪問すること。
- (7) 業務設計変更の際、文書による指示がないものについては、変更契約の対象としない。

【別図】



(都) 羽衣駅東側線



駅前広場デザイン指針策定、ワークショップ開催、測量業務

